

町からのお知らせ



平成26年分 所得申告の受付について

上記の件につきまして、次の要領により行いますので、期間内に申告を済まされますようお願い致します。

■申告の必要な方

- ①平成26年1月1日～平成26年12月31日までの間に収入を得た方
※収入とは、営業・給与（事業専従者給与を含む）・報酬・年金・賃金・譲渡等により支払いを受けること。
- ②年末調整が済んでいる方で、年金・賃金・不動産・配当・譲渡等の収入のある方。医療費控除・住宅借入金等特別控除の適用を受ける方。また、年末調整に誤りのある方。
- ③申告を要する収入はないが、国民健康保険に加入している方
- ④平成23年分より公的年金等の収入額の合計額が400万円以下（※1）で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

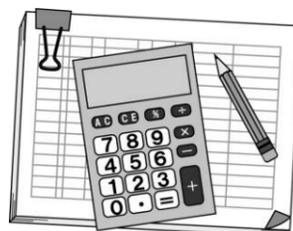
但し、上記のような場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。



- (例) ・所得税の還付を受けるため（年金特徴等）
- ・上場株式等の譲渡損失を翌年以後に繰越するため
 - ・住民税の申告（扶養控除・社会保険料控除・医療費控除等）をする事によって、翌年度の住民税の賦課額が減額になる場合等。

※1 複数から受給されている場合は、その合計額です。

※平成27年1月1日現在で当町の住民となっていない方につきましては、給与・年金支払者等より報告を受けていないため、下記会場での申告はできませんので、ご了承願います。申告先住所の不明な方は、あらかじめご連絡願います。



■申告日程

受付月日	対象地区	区分	受付時間	受付会場	
2月	16日(月)	浜町・元町	9:00~17:00	役場1階 第1会議室	
	17日(火)	本町・仲町・幸町			
	18日(水)	栄町・泉町			
	19日(木)	新泉町・旭町	一般	9:00~11:30	宇津集落センター
	20日(金)	宇津	一般		
	23日(月) ~25日(水)	沙留・住吉・富丘	一般	9:00~16:30	沙留公民館
	26日(木)	緑ヶ丘・東町	一般	9:00~17:00	役場1階 第1会議室
27日(金)	春日町・新町	一般			
3月	2日(月) ~6日(金)	農業者のみ	農業		
	9日(月)	宮下町・北興 秋里・豊野	一般		
	10日(火) ~13日(金)	指定なし	一般		

※興部町内の会場設定は3月13日までとしていますので、お早めに申告を済まされるようお願い致します。

■確定申告を税務署又 e-tax で申告される方は3月16日(月)まで申告可能です。

■還付申告については、上記日程以前より申告できますが、給与支払者より給与支払報告書、公的年金支払報告書の提出がない場合は確認できませんので、申告を希望する方は、事前に電話で確認願います。(例年 2月10日頃より)

※期間中連絡先

- ・宇津集落センター Tel82-2584
- ・沙留公民館 Tel83-2306

※なお、不明な点や詳しい内容についてのお問い合わせは、
興部町役場 住民課税務係 Tel82-2131 (内線225・226)までご連絡願います。

忘れずに申告をしましょう。



『高齢者等生活支援事業』を実施しています

興部町では、在宅で生活する高齢者世帯等に対し、冬期間における暖房用燃料に使用する灯油等購入費の一部を助成し、当該世帯の生活安定と福祉の増進を図ることを目的とする『高齢者等生活支援事業』を昨年12月より実施しておりますので、該当すると思われる方で 手続きがお済でない方は、手続きされますようご案内いたします。

【対象となる世帯の要件】

平成26年12月1日現在で興部町民であり、世帯構成員全員が町民税非課税者で、かつ町税等を完納している 次の①から③の要件のいずれかに該当するものであること。ただし、世帯員全員が福祉施設入所者又は医療機関への長期入院者（12月1日から3月31日までの間）及び生活保護世帯は支給対象としない。

- ① 70歳以上の高齢者のみで構成された世帯であり、生計が独立していること。
（平成27年3月31日までに満70歳に到達する者を含む。）
- ② 障がい者世帯で、次のいずれかの要件を満たすもの。
（ア）身体障害者手帳の1級または2級を有する者が世帯構成員にいること。
（イ）療育手帳のA判定を有する者が世帯構成員にいること。
（ウ）精神障害者保健福祉手帳の1級を有する者が世帯構成員にいること。
- ③ ひとり親世帯で、生計が独立した世帯であること。
（20歳未満の未就業の子供を扶養している方に限る）
※②の要件に該当する方は、確認できる手帳をご持参ください。

【申請について】

必要な物：印鑑、運転免許証、健康保険証等の本人確認をできるもの
※申請・受領を委任する場合は、委任者（申請者）と受任者（窓口に来られる方）両方の印鑑及び受任者の本人確認をできるものを持参してください。

申請期間：平成27年3月20日（金）まで

※平成26年1月1日時点で興部町に住所を有していなかった方については世帯構成員の非課税証明書が必要となります。

【申請窓口】

- ・興部町福祉保健総合センター「きらり」内 福祉保健課社会福祉係（Tel 82-4120）
- ・沙留出張所（Tel 83-2659）

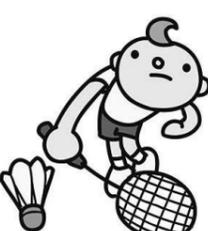
【支給決定について】

申請書を審査の結果、助成決定された方には1世帯あたり **10,000円分の興部町商工会共通商品券** を交付します。

※商品券の使用期限は平成27年5月31日までとします。

◎ご不明な点がございましたら、興部町福祉保健総合センター「きらり」内 福祉保健課社会福祉係（Tel 82-4120）へお問い合わせください。

第35回協会長杯兼武田杯争奪職域対抗バドミントン大会

1. 主催 興部町バドミントン協会
2. 後援 興部町教育委員会・興部町体育協会
3. 日時 平成27年3月8日（日） 9時00分開会式 9時30分競技開始
4. 会場 興部町農業者トレーニングセンター（仲町）
5. 種目 団体戦「5ダブルス」
1部「男子W・女子W・混合A・混合B・混合C」
2部「男子W・女子W・混合A・混合B・混合C」
個人戦「男子W・女子W」
6. 参加資格 町内外を問わず、職域・自治会・グループ等で1チーム男子3名・女子3名以上で編成すること。
・団体戦1部【今までに管内大会に出場した事のある者がチーム内に入っているチーム】
・団体戦2部【原則として初心者を対象とする。但し、2部の判定は協会で行なう】
・個人戦（1部・2部）【団体戦の出場チームが多い時は、中止する場合があります】
7. 競技方法
・原則として団体戦は予選リーグ・決勝トーナメントで行なう。
・1部・2部とも、21ポイント3ゲームマッチ。
・個人戦は、トーナメント戦。但し、参加数によりリーグ戦で行なう。
8. 表彰 団体戦～1位には、優勝杯・賞品、2位・3位には賞品を贈る。
個人戦～1位のみ賞品を贈る。
9. 参加料 団体戦1チーム 5,000円 個人戦1人につき 500円
10. 監督会議 大会当日 9時10分より行なう。
11. 組合せ 大会事務局で行なう。
12. 参加申込 **平成27年2月28日（土）必着**
〒098-1603 興部町東町 川谷昭男 まで 
Tel 82-3252（自宅）・FAX 82-2063（職場）
13. その他
・主審及び線審は参加者相互で行なう。
・昼食は、各チームでご用意ください。
・万が一の事故につきましては、主催者として責任を負いかねますが、一日保険につきましては、全員加入します。

平成27年度 保育所入所児童の募集について

平成27年4月から保育所（興部・沙留）に入所を希望される児童を次のとおり募集します。

なお、平成27年4月からスタートします「子ども・子育て支援新制度」により、保育所入所を希望される場合には、入所の申込みを兼ねて、「施設型給付費に係る支給認定」を受けるための申請が必要となり、申請に基づいて「支給認定証（満3歳以上は「2号認定」、満3歳未満は「3号認定」）が交付されることとなります。

1. 入所できる児童

保育所へ入所できる児童は、保護者及び同居の親族その他の者全員が居宅内外で働いている等により、保育を必要とすると認められた場合です。

2. 入所定員

興部保育所 45名（1歳児～3名、2歳児～6名、3歳以上児～36名）

沙留保育所 45名（1歳児～1名、2歳児～4名、3歳以上児～40名）

3. 入所申込み手続き

新たに入所を希望される方、また現在入所されていて継続入所を希望される方は、関係書類を期日までに提出してください。

＜申請書等の配布及び提出先＞

福祉保健総合センター「きらり」、沙留出張所、興部保育所、沙留保育所

4. 入所の決定

児童の家庭状況等に基づき審査を行い、定員を超える場合は、保育の必要性が高いとみなされるお子さんから入所決定となりますのでご了承願います。なお、入所が決定しましたら保護者に通知いたします。

5. 保育料

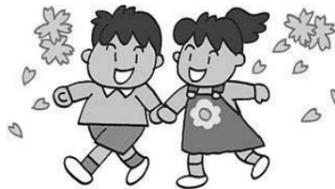
平成27年度の保育料は、国が現在検討中である基準に基づき、平成27年3月に決定します。保育料の算定の基礎として、従来は「所得税額」に基づいて算定しておりましたが、新制度からは、「町民税」に変更となる見込みです。

町民税の税額は6月に決定されるため、平成27年4月分から8月分までの保育料については「平成26年度町民税所得割額」、9月分から3月分の保育料については、「平成27年度町民税所得割額」をもとに算出します。

6. 申込み締切日

平成27年2月20日（金）まで

※以降の申込みについては、定員内であれば随時受け付けます。



7. その他

不明な点などがありましたら、福祉保健総合センター「きらり」内、福祉保健課社会福祉係までお問い合わせください。（TEL 82-4120）

2月の健診等日程

1. 2月に実施する健診事業

事業名	期日	受付時間	会場
乳幼児相談	2月17日（火）	13:30～15:00	福祉保健総合センター「きらり」
1歳6ヶ月児・3歳児健康診査	2月26日（木）	12:30～15:30	福祉保健総合センター「きらり」
※対象となるお子さんのいるご家庭へは、相談（健診）日が近くになりましたらご案内をお送りいたします。			

2. ヘルスアップ教室（一般コース）のご案内

健康づくりに関心があり、運動実践を希望される方ならどなたでも参加できます。この教室に参加して、運動・栄養の実践学習を通し、ご自身の生活習慣を振り返りながらメタボリックシンドロームの予防・改善を目指してみませんか？

(1) 日程

	日時	内容
第4回	2月3日（火） 10:30～12:00	ノルディックウォーキング体験会 ノルディックウォーキングに関心のある方なら、どなたでも事前申込みがなくても大歓迎です。この機会にぜひご参加ください。当日は、屋外でのウォーキングを予定しています。雪道でのポールの実践し、心地良い空気を感じながら一緒に体験してみませんか！ ※無料で血管年齢測定も実施いたしますので、興味のある方はぜひいらしてください！
第5回	2月19日（木） 10:30～12:00	保健師・管理栄養士による講話 運動実践（柔軟体操・筋力トレーニング・有酸素運動など）
第6回	3月19日（木） 10:30～12:00	講師による運動講話 運動実践（柔軟体操・筋力トレーニング・有酸素運動など）

(2) 会場 興部町福祉保健総合センター「きらり」

（※第4回は農業者トレーニングセンターで実施します。）

(3) 参加料 無料

(4) 講師 NPO法人 健康保養ネットワーク フィットネスアドバイザー

(5) 申し込み、問い合わせ先

福祉保健総合センター「きらり」内 福祉保健課 健康推進係（TEL 82-4170）

3. 献血にご協力ください

人間の生命を維持するために欠くことのできない血液は、まだ人工的に造ることができません。さらに血液は生きた細胞で、長い期間にわたって保存することもできません。輸血に必要な血液をいつでも十分に確保しておくためには、絶えず誰かの献血が必要となります。

また近年、輸血用血液製剤などの安全性に対する要求も高まっています。安全性の高い血液を安定的に医療機関に供給するためにも、みなさまの献血へのご協力をお願いいたします。

献血にご協力頂いた方には、全15項目の血液検査成績をお知らせしています。

(1) 期日及び行程

期 日	場 所	時 間
2月26日 (木)	網走開発建設部興部道路事務所前	9:00~9:40
	役場前	10:10~11:40
	福祉保健総合センター「きらり」前	13:10~13:50
	北オホーツク農業協同組合前	14:20~15:00
	沙留漁業協同組合前	15:30~16:10



(2) 献血対象者の基準

献血の基準	400ml 献血	200ml 献血
年 齢	男性 17歳~69歳※ 女性 18歳~69歳※	16歳~69歳※
※65歳以上の方は、60歳以降に献血経験のある方に限ります。		
体 重	男女とも50kg以上	男性 45kg以上 女性 40kg以上
献血間隔	男性 12週間 女性 16週間	男女とも4週間
年間総献血量	200ml献血と400ml献血を合わせて 男性 1,200ml以内 女性 800ml以内	

※「輸血の安全性」を確保するために、400ml献血の基準に該当する方は、是非400ml献血へのご協力をお願いします。

(3) 献血できない方

- (ア) 特定の病気（心臓病、悪性腫瘍、けいれん性疾患、血液疾患、ぜんそく、脳卒中など）にかかったことのある方
- (イ) 服薬、妊娠中、授乳中、発熱などの方
- (ウ) 出血を伴う歯科治療（歯石除去を含む）をした方
- (エ) 一定期間内に予防接種を受けた方
- (オ) 6カ月以内にピアスの穴をあけた方、いれずみを入れた方
- (カ) エイズ、肝炎などのウイルス保有者、またはそれと疑われる方

(キ) 帰国日（入国日）当日から4週間以内の方

(ク) クロイツフェルト・ヤコブ病の方、またはそれと疑われる方

4. 広域紋別病院精神科巡回診療について

興部町での診療日程は次のとおりです。原則、予約が必要となりますので、診察を希望される方は事前に電話等により、直接広域紋別病院へお申し込みください。

(1) 対象者 心の健康に関してお困りで医療機関への通院が困難な方

(2) 巡回日程 原則毎月1回 水曜日

実施場所	3月
興部町福祉保健総合センター 「きらり」内診察室	4日(水) 14:00~

(3) 費用・支払方法 保険診療となりますので、必ず保険証を持参してください。

診療費は後日ご自宅に送付する納入通知書により最寄りの金融機関又は広域紋別病院会計窓口でお支払いください。

また、次のものをお持ちの方は併せて持参してください。

- *広域紋別病院の診察券 *自立支援医療(精神通院医療)の受給者証及び管理票
- *他の公費負担受給者票

(4) 予約受付時間 月曜日から金曜日まで 14:00~17:00
(診療日の前週の金曜日まで)

(5) 予約申込先 広域紋別病院 (〒094-8709 紋別市緑町5丁目6番8号)
TEL 0158-24-3111

